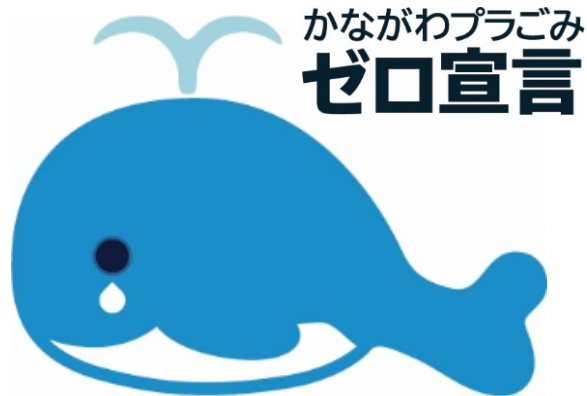


かながわプラごみゼロ宣言 アクションプログラム



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

令和 2 年 3 月

神奈川県

目 次

I	基本方針	1
II	推進方策	3
1	ワンウェイプラの削減	3
2	プラごみの再生利用の推進	5
3	クリーン活動の拡大等	9
III	普及啓発	11
1	展示作品による普及啓発	11
2	プラごみゼロ動画等による普及啓発	11
3	その他	11
IV	実態調査	12
1	プラごみの排出実態調査	12
2	環境中のプラごみ等の実態調査	12
3	その他	12
V	その他	13

【はじめに】

プラスチックは、軽量で丈夫、加工もしやすいことから、我々の生活に利便性をもたらす素材として広く利用されてきた。

一方で、ポイ捨てや不法投棄など不適切な処理のため、国内では年間2～6万トンのプラごみが海洋へ流出していると推計されている※¹。また、世界全体でも年間数百万トンを超えるプラごみが海洋へ流出していると推計されており、このままでは2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど地球規模での環境汚染が懸念されている※²。

また、中国や東南アジア諸国のプラごみの輸入禁止措置により、国内で処理しなければならないプラごみの量が増大しており、処理に支障をきたす懸念がある。

これまでプラごみについては、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの取組や適正処理を率先して進めてきた。その結果、国内のプラごみは、原料リサイクル（マテリアルリサイクル）、化学的リサイクル（ケミカルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）を合わせて86%が有効利用されているが、分別の不徹底等により、原料リサイクル（マテリアルリサイクル）として利用されているものは23%に過ぎない※³。

さらに、家庭生活や事業活動に伴い発生したプラごみの一部が、意図的・非意図的にかかわらず環境中に排出され、降雨等により、道路、河川等を経由して海洋に流出し、長期間にわたり環境中にとどまっている状況である。

プラごみによる海洋汚染問題は、海岸地域だけではなく、内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるため、国、県、市町村、企業、団体、県民すべての者は自分事としてこの問題に取り組み、将来の世代に良好な自然環境を引き継いでいく必要がある。

※1 「Plastic waste inputs from land into the ocean」(Science、2015年2月)

※2 「THE NEW PLASTICS ECONOMY RETHINKING THE FUTURE OF PLASTICS」
(エレン・マッカーサー財団、2016年)

※3 「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 2018年」
(一般社団法人プラスチック循環利用協会、2019年11月)

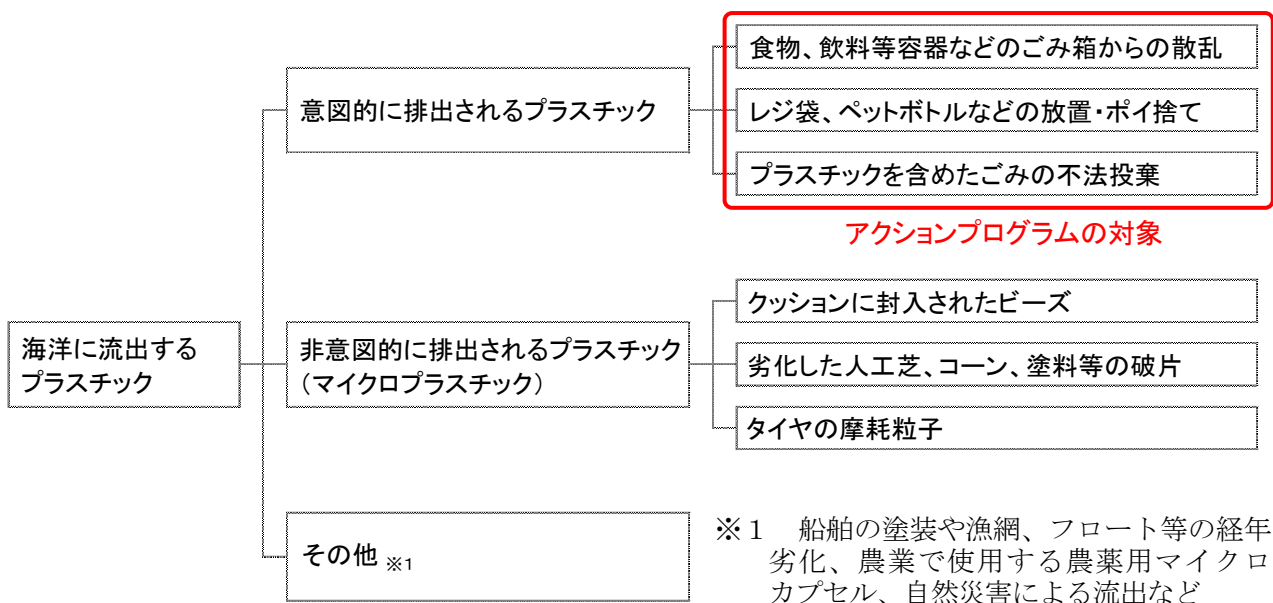
I 基本方針

プラスチックによる海洋汚染が世界規模で大きな社会問題となっている中、2018年8月に鎌倉市の由比ガ浜海岸でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックが発見された。SDGs未来都市である神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、2018年9月に「かながわプラスチックゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラスチックゼロを目指すこととした。

本県では、この目的の達成に向け、3つの柱である①ワンウェイプラスチックの削減、②プラスチックの再生利用の推進、③クリーン活動の拡大等のそれぞれについて推進方針を策定する。また、3つの柱が効果的に進むよう普及啓発を図るとともに、プラスチック等の実態調査を実施する。

プラスチックによる海洋汚染は、ポイ捨て等による意図的に生じるものと、経年劣化による破損等の非意図的に生じるものがあるが、当面の間、本プログラムでは、意図的に環境中に排出されるプラスチックを対象とする。

なお、本プログラムの目標期限は、「かながわグランドデザイン第3期実施計画」の指標・KPIの目標期限である2022年度と同一とした。



プラスチックによる海洋汚染の発生要因※2

※2 平成31年4月10日 内閣府総合海洋政策本部参与会議（第45回）資料 海洋プラスチックごみ対策プロジェクトチーム(PT)報告書（案）をもとに作成

<かながわプラごみゼロ宣言 アクションプログラムの体系>

○ 推進方策

主な取組

- 1 ワンウェイプラの削減
 - ◇ ワンウェイプラ削減実行委員会の設立
 - ・ 賛同企業等による削減に向けた独自取組
 - ◇ ワンウェイプラ削減フォーラムの開催
 - ・ 優良取組事例の発表、市町村・企業等の連携促進
- 2 プラごみの再生利用の推進
 - ◇ ペットボトルの3分別による再生利用の推進
 - ・ 3分別の徹底とモデル事業の実施
 - ◇ ペットボトル以外の廃プラスチック類の再生利用の推進
 - ・ 廃棄物自主管理事業による推進
- 3 クリーン活動の拡大等
 - ◇ クリーン活動の拡大
 - ・ 行政、市民団体、企業によるクリーン活動
 - ・ クリーンアクティブ・フォーラムの開催
 - ◇ 不法投棄対策の推進
 - ・ ドローンによるスカイパトロール
 - ・ 団体、企業と連携した監視活動

○ その他

主な取組

- 普及啓発
 - ◇ 展示作品による県内各地での巡回展示
 - ◇ プラごみゼロ動画等による普及啓発
 - ・ デジタルサイネージ等で発信
 - ・ ステッカーを車体、事業所に掲示
 - ◇ 環境学習の推進
 - ・ 「プラごみゼロに向けた取組」の出前講座
- 実態調査
 - ◇ 環境中のプラごみ等の調査
 - ・ 相模湾沿岸に漂着したプラごみ等の実態調査
 - ・ 海岸・河川等におけるマイクロプラスチックの実態調査
 - ◇ プラごみ等の排出調査
 - ・ プラごみ等の産業廃棄物の排出実態調査

Ⅱ 推進方策

2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラスチックを減らすため、3つの推進方策に基づき、具体的な取組を進めていく。

1 ワンウェイプラの削減

県は、平成21年度に、スーパー等の小売店、生協、農協、消費者団体、市町村等で構成する「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を設置し、マイバッグの推進、レジ袋の有料化等に取り組んできた。

今後は、国によるレジ袋有料化の義務付け※₁も踏まえ、これまでの取組を継続しながら、発泡トレイやペットボトル等の店頭回収、プラ製容器の削減や代替素材への転換などの取組を進めていく。

目標：2022年度までに賛同企業等※₂数 2,000者※₃を目指す。

年 度	2018	2019	2020	2021	2022
目標値（累計）	104者(実績)	762者(実績)	900者	1,450者	2,000者

※₁ 容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、2020年7月1日より小売業におけるレジ袋の原則有料化が義務付けられた。

※₂ 「かながわプラスチックゼロ宣言」に賛同する企業、団体、学校。

※₃ 「かながわブランドデザイン第3期実施計画」のKPIでは、2022年度の賛同企業等数を1,100者としたが、本アクションプログラムでは2,000者とする。

(1) 推進体制

- ◇ 県は、「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を改組し、「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を設置する。
- ◇ 現委員会に参加している県内市町村、スーパー・百貨店・ドラッグストア等の企業や生協・農協などの団体約1,000者に加え、県内でチェーン展開しているコンビニやファーストフード店などへの参加を促してワンウェイプラの削減方策を検討する。

(2) ワンウェイプラ削減に向けた具体的な取組

ア 「ワンウェイプラ削減実行委員会」の設置及び「ワンウェイプラ削減フォーラム」の開催

- ◇ 県は、毎年度、実行委員会の参加者や市民を対象とした、「ワンウェイプラ削減フォーラム」を開催し、市町村、団体、企業等の連携を促進する。
- ◇ 賛同企業等は、「ワンウェイプラ削減フォーラム」において、ワンウェイプラ削減に向けた自主的な取組を発表する。
- ◇ 県は、「ワンウェイプラ削減実行委員会」に参加する企業等の取組実績を集め、市町村ごとに成果を整理して、県全体の成果を情報発信する。
- ◇ 県は、ワンウェイプラの代替商品の情報等をホームページ等で発信する。

イ 県の取組

- ◇ 県は、マイバッグ、マイボトル等を利用するよう職員に周知する。
- ◇ 県は、施設内の食堂において、ワンウェイプラを原則提供しない。
- ◇ 県は、施設内の小売業務では、レジ袋等を有償で提供するなど、排出抑制のための独自の取組を実施する。
- ◇ 県は、イベント開催時には「環境にやさしいイベント基本方針」に基づき、ワンウェイプラの使用をできる限り控える。
- ◇ 企業庁は、県営水道のウォーターステーションを設置するとともに、マイボトルを作製し、イベント等で配布する。
- ◇ 人事委員会は、プラスチック製マドラーを木製に変更する。
- ◇ 議会局は、提供する飲料用容器を紙カップに変更する。
- ◇ 労働委員会は、会議で提供する飲料をペットボトルからリシール缶に変更する。

ウ 市町村、賛同企業等の取組

- ◇ 市町村は、自らのワンウェイプラ削減の取組を推進するとともに、事業者によるワンウェイプラ削減の取組を支援するよう努める。
- ◇ 賛同企業等は、レジ袋や使い捨てストロー等の利用や提供を控えるよう努める。
- ◇ 賛同企業等は、マイバッグ、マイボトル等の利用を社員・顧客に働きかけるよう努める。



図1 京浜急行グループ全社で生分解性ストローの導入

2 プラごみの再生利用の推進

県は、これまで廃プラスチック類について、「神奈川県循環型社会づくり計画」のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの取組において再生利用を進めてきた。

国内で年間250億本も販売され、私たちに最も身近なプラスチックであるペットボトルは、再生利用することで繰り返しリサイクルが可能であるが、ボトル本体とラベル・キャップの3分別の不徹底などにより、ペットボトル素材への再生利用が全国実績で12%と低い状況である※。

そこで、まずはペットボトルがペットボトルに再生される社会を目指して、清涼飲料製造事業者や(一社)全国清涼飲料連合会などの団体、ごみ処理・再生の事業者、市町村と連携し、取組を推進する。また、この取組を神奈川から発信する。

※ 「PETボトルリサイクル年次報告書2019」（PETボトルリサイクル協議会）

(1) 推進体制

- ◇ 県は、清涼飲料製造事業者、廃棄物処理業者等で構成する「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を発足し、ペットボトルの再生利用に向けた取組を推進する。

(2) ペットボトル再生利用に向けた具体的な取組

県は、市町村や「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」に参加している企業、団体等と連携し、ペットボトルの3分別等を推奨するとともに、ペットボトルからペットボトルへのモデル事業を検討の上、推進する。

ア ペットボトルの3分別による再生利用の推進

- ◇ ペットボトルを販売する自動販売機での3分別の徹底
 - ・ 県及び市町村は、施設内に設置しているペットボトルを販売する自動販売機の回収ボックスで3分別を徹底する。
- ◇ ペットボトル再生モデル事業
 - ・ 県、市町村及びコンソーシアム参加企業等は、モデル地域内でペットボトルの3分別等を推奨し、ペットボトルからペットボトルへの再生利用に向けた回収から処理までの効率的仕組みを検討の上、推進する。
 - ・ 県は、コンソーシアム参加企業間の連携を推進するとともに、再生されたペットボトルが利用されるよう、企業・団体や県民に働きかける。

イ 県の取組

- ◇ 県は、職員にプラごみの分別、ペットボトルの3分別を徹底させる。
- ◇ 県は、本庁の各庁舎に設置したごみ箱、自動販売機で回収したペットボトルがペットボトルに再生利用されるよう努める。
- ◇ 県は、県民、企業等にペットボトルの3分別等をイベント等の様々な機会を利用して、働きかける。



図2 ペットボトルの再生利用の状況

ウ 市町村、賛同企業等の取組

- ◇ 市町村は、職員にペットボトルの3分別の徹底を働きかけるよう努める。
- ◇ 市町村は、庁舎に設置したごみ箱、自動販売機で回収したペットボトルがペットボトルに再生利用されるよう努める。
- ◇ 市町村は、ペットボトルの3分別等を各種イベント等で市民、企業等に働きかけるよう努める。
- ◇ 賛同企業等は、社員・顧客にペットボトルの3分別等を働きかけるよう努める。
- ◇ 清涼飲料製造事業者は、ペットボトルの再生利用が推進するよう努める。
- ◇ 自動販売機設置事業者は、ペットボトルの再生利用が推進するよう3分別等に努める。
- ◇ 小売事業者は、店頭回収するペットボトルの再生利用が推進するよう3分別等に努める。
- ◇ 廃棄物処理事業者、再生PET樹脂供給者は、ペットボトルの再生利用が推進するよう処理・再生施設の増強を検討する。

(参考) 各事業者の個別計画

(清涼飲料製造事業者)

企業名	計画概要
日本コカ・コーラ(株)	「容器の2030年ビジョン」(2019年7月更新) 【設計】2030年までに「ボトルtoボトル」リサイクル素材の使用率を90%まで高め、植物由来素材を併用して、石油由来原料に依存しないサステナブルな素材利用100%を目指します。また、2025年までにPETボトル、ビン、缶など、日本国内で販売するすべての製品の容器をリサイクル可能にします。さらに、2030年までに、製品1本あたりのPET素材の使用量を35%削減(2004年比)とします。 【回収】日本国内で販売した自社製品と同等量のPETボトルを回収します。 【パートナー】国内のPETボトルと缶の回収・リサイクル率の更なる向上に貢献するべく、行政や自治体、飲料業界、地域社会と協働します。
サントリー食品インターナショナル(株)	2025年までに国内清涼飲料事業における当社全ペットボトル重量の半数以上に再生ペット素材を使用していく。
キリングループ	国内におけるリサイクルペット樹脂の使用割合を2027年までに50%に高める。
アサヒ飲料(株)	2030年までに、プラスチック製容器包装の全重量の60%にリサイクルペット、植物由来の環境配慮素材などを使用することを目指す。
(株)伊藤園	2030年をめどに「お〜いお茶」で使用する全ペットボトルを「100%リサイクルペットボトル」に切り替える。
(一社)全国清涼飲料連合会	お客様、政府、自治体、関連団体等と連携し、2030年度までにペットボトルの100%有効利用を目指す。

(小売事業者)

企業名	計画概要
(株)セブン&アイホールディングス	イトーヨーカドー、セブン-イレブン等のグループ各店舗の店頭でペットボトル回収機を設置し、ペットボトルの再生利用を推進する。
イオン(株)	イオン、イオンモール等のグループ各店舗の店頭でペットボトルを回収し、ペットボトルの再生利用を推進する。
日本チェーンストア協会	ペットボトルからペットボトルへの再生利用に向けたモデル事業に参加する。

(廃棄物処理事業者)

企業名	計画概要
J&T環境(株)	「リサイクル品100%のボトルtoボトル」向けに再生ペットフレックを製造する。
(株)グーン	ペットボトルキャップを分別回収し、その販売対価をワクチンに変え、途上国の子供に送る活動を通じて、プラスチックの再生利用を促進する。

(再生PET樹脂供給者)

企業名	計画概要
遠東石塚グリーンペット(株)	2030年までに、日本国内の廃ペットボトル30万トン/年の回収を目指し、「ボトルtoボトル」生産の推進・増強に繋げる。
協栄産業(株)	サントリーホールディングス(株)と連携し、リサイクルペットボトルの一体成型での生産能力を3億本/年から2020年春までに2倍に増強する。

(その他)

企業名	計画概要
NPO法人Reライフスタイル	ペットボトルキャップをリサイクルするとともに、収益で世界の子どもたちに予防接種用ワクチンを提供する。

※ 県は、「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」において、本コンソーシアムとしての「ペットボトルの再生利用の推進」の目標等を検討する。

(3) ペットボトル以外の廃プラスチック類の再生利用に向けた具体的な取組

ア 県の取組

- ◇ 県は、県内事業者から排出される廃プラスチック類の処理状況等の実態を調査する。
- ◇ 県は、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）と協調し、産業廃棄物の多量排出事業者等※₁を対象として、事業者による自主的な再生利用（廃棄物自主管理事業※₂）を推進する。

※₁ 年間800トン以上の産業廃棄物及び40トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者（約1,300者）

※₂ H8から県と保健所設置市が協調し、多量排出事業者に廃棄物の自主管理を求める事業。H13の廃掃法の改正により多量排出事業者への計画策定が義務付けられた。適正処理や3R、製品3R（設計、材質の工夫等）を製造業58項目、建設業47項目で自己評価するとともに、実績を報告。

3 クリーン活動の拡大等

県は、平成9年度に、(公財)かながわ海岸美化財団、企業、市民団体、市町村等で構成する「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」を設置し、美化運動や不法投棄対策を推進してきた。また、県内市町村等で実施しているクリーン活動には年間30万人が、美化財団で実施しているビーチクリーンには年間16万人が参加している。

今後、こうした地域に根付いたクリーン活動の輪を広げるとともに、監視パトロールを強化し、不法投棄対策をさらに推進する。

目標：2022年度までにクリーン活動参加者 70万人を目指す。

年 度	2018	2019	2020	2021	2022
目標値(単年)	46万人(実績)	46万人(実績)	58万人	64万人	70万人

(1) 推進体制

- ◇ 「県美しい環境づくり推進協議会」において、企業・団体や市町村と推進方策を検討する。

(2) クリーン活動の拡大等に向けた具体的な取組

ア クリーン活動の拡大

(ア) 県の取組

- ◇ 県は、河川や海岸の清掃活動により多くの県民や企業が参加する仕組みづくりを進めるため、毎年度、「かながわクリーンアクティブ・フォーラム」を開催する。
- ◇ 県は、「かながわクリーンアクティブ・フォーラム」において、市民団体の活動報告や、行政や企業による市民活動の支援メニューの紹介、地域ごとの取組の情報を収集・提供し、市町村や団体、企業等の連携を促進する。

(イ) 市町村、賛同企業等の取組

- ◇ 市町村は、市民団体等と連携し、海岸、河川等の清掃活動を推進するよう努める。
- ◇ 賛同企業等は、「かながわクリーンアクティブ・フォーラム」で取組事例を発表する。

イ 不法投棄対策の推進

プラスチックごみを海に流出させないために、「早期発見」「早期回収」「捨てさせない」活動を、市町村や団体と連携して進める。

(ア) 県の取組

- ◇ 県は、警察OBの不法投棄監視専門職員によるスカイパトロールを実施し、ドローンを活用した空からの早期発見・早期回収を推進する※1。

- ◇ 県は、プラスチックごみの回収を行うとともに、回収したごみの処理を市町村に依頼する。
- ◇ 県は、クリーン活動や不法投棄対策を推進するため、不法投棄場所等のマップ化（捨てさせない）を検討する。
- ◇ 県は、不法投棄の発見や通報に関する協定を締結した団体・企業※₂と連携・協力し、ごみを捨てさせない監視活動を実施する。
- ◇ 県は、賛同企業等や協定を締結した団体・企業に、不法投棄対策の車両用ステッカー等を配布し、所有車両※₃、オフィスに掲出してもらうことで、ごみのポイ捨てを許さないという社会の雰囲気づくりを進める。

(イ) 市町村、賛同企業等の取組

- ◇ 市町村は、県が回収したプラスチックごみを処理するよう努める。
- ◇ 協定を締結した団体・企業は、不法対策ステッカー等を車両、事業所に掲出するとともに、不法投棄等を確認した際には、県に連絡する。

※1 令和2年度の監視パトロール予定288回のうち、スカイパトロールは48回実施予定

※2 (公社)神奈川県産業資源循環協会、(一社)神奈川県タクシー協会、日本郵便(株)南関東支社、(一社)神奈川県建設業協会、神奈川県森林組合連合会、東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社

※3 協定を締結した団体・企業の合計車両台数は約2万8千台



図3 山・川・街・海でのごみ回収と監視パトロール

Ⅲ 普及啓発

3つの柱である①ワンウェイプラの削減、②プラごみの再生利用の推進、③クリーン活動の拡大等が、効果的に推進するよう普及啓発を図る。

1 展示作品による県内各地での巡回展示

- ◇ 県は、スポーツイベント等で回収したペットボトルを用いて作製した、プラごみ問題をテーマとした展示作品を、賛同企業等のスーパー・百貨店・ドラッグストアや各種イベントで巡回展示する。

2 プラごみゼロ動画等による普及啓発

- ◇ 県は、プラごみ問題をテーマとした展示作品をもとに制作した動画を駅構内のデジタルサイネージ、YouTube等で発信する。
- ◇ 県は、「かながわプラごみゼロ宣言」を伝えるポスターを車内広告で掲示する。

3 環境学習の推進

- ◇ 県は、学校、企業等に「プラごみゼロに向けた取組」をテーマとした出前講座を実施し、地域における環境学習を推進する。

4 その他

(1) 県の取組

- ◇ 県は、クリーン活動や各種イベントでプラごみ問題を啓発するため、チラシ、缶バッジ、エコバッグ、回収したペットボトルから作製したオリジナルグッズを配布する。
- ◇ 県は、クジラバルーンをクリーン活動や各種イベントで展示する。

(2) 市町村、賛同企業等の取組

- ◇ 市町村は、クリーン活動や各種イベントでプラごみ問題を啓発するために、県が提供するチラシ、缶バッジ、回収したペットボトルから作製したオリジナルグッズの配布に努める。
- ◇ 市町村は、県から貸与されるクジラバルーンをクリーン活動や各種イベントでの展示するよう努める。
- ◇ 賛同企業等は、県が提供するくじらロゴマークを名刺、ホームページ、啓発グッズなどに使用するよう努める。

IV 実態調査

プラスチックによる海洋汚染問題の対策を効果的に進めていくために、プラスチック等の実態を調査する。

1 環境中のプラスチック等の調査

- ◇ 県は、相模湾沿岸に漂着したプラスチックの種類を把握するため、実態調査を実施する。
- ◇ 県は、マイクロプラスチックの発生源を把握するため、海岸や河川等で実態調査を実施する。

2 プラスチックの排出調査

- ◇ 県は、廃棄物処理法に基づき、令和3年度に予定している「神奈川県循環型社会づくり計画」の改定に向け、県内事業者から排出されるプラスチック等の産業廃棄物の処理状況等を調査する。
- ◇ 県は、容器包装リサイクル法等に基づき市町村が収集しているプラスチックの実態を把握するため、「一般廃棄物処理事業の概要」を作成する。

3 その他

- ◇ 2019年11月に本県が九都県市首脳会議を代表して、国に次の措置を講じるよう要望した。
 - ・ 陸域から海洋に流出するプラスチックに関する調査・研究を進め、科学的知見に基づく流出の実態を明らかにすること。
 - ・ 内陸域・河川のごみについても、「海岸漂着物等地域対策推進事業」をはじめとする海洋ごみ対策と同等の支援策を講じること。
 - ・ 漁業者が操業時に回収した漂流・海底ごみについては、海岸漂着ごみとは別の枠組みで、新たな支援策を講じること。さらに、「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の補助率についても10/10に復元すること。
- ◇ 2019年10月に全国環境衛生・廃棄物関係課長会から、国への要望として「マイクロプラスチックの発生状況、原因、生態系に及ぼす影響に関する調査研究を早急に実施すること」を提案した。

V その他

県は、プラスチックを取り巻く社会状況の変化などに応じて、本プログラムを見直す。